

第14 国の安全を脅かす事案への対応

1 国際テロ対策

(1) 国際テロ情勢

ア I S I L及びAQの動向

I S I L（いわゆるイスラム国）は、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害され、現在は、同年8月に就任した5代目指導者に対し、I S I Lの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明しています。

アル・カーイダ（以下「AQ」という。）は、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面しており、令和4年（2022年）7月には、指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害されました。新指導者の発表はいまだ確認されていない一方、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続しています。

特に、令和5年（2023年）10月に発生したイスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を受け、I S I L、AQ及びその関連組織や支援者らは、欧米権益等に対するテロの実行の呼びかけを強化しており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえます。

イ 我が国や邦人を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実が発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念されます。

実際に、平成27年（2015年）のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、I S I Lは、日本政府をテロの標的として名指しし、その後も、オンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししました。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっています。

我が国には、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が存在しており、I S I LやAQ等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性は否定できません。

(2) 重要施設等に対するテロ対策の強化

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、空港、原子力関連施設、外国公館等の重要施設のほか、不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を強化しています。

特に、泊発電所ではサブマシンガンやライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した原発特別警備部隊が24時間体制で警戒に当たっているほか、原子力規制委員会、警察庁と連携して原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を要請しています。

さらに、一般の警察力だけでは対処することができないと認められる事案が発生した場合には、警察と自衛隊が共同で事案に対処することとなるため、自衛隊との間で事案に対処するための共同訓練を実施しています。

令和5年中は陸上自衛隊第2師団並びに第5旅団及び第11旅団と訓練を実施しました。



【重要施設の警戒状況】



【陸上自衛隊との共同実動訓練】

(3) 官民一体のテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察と民間事業者や地域住民等が緊密に連携して行う官民一体のテロ対策を推進する必要があります。このため、警察ではテロに対する危機意識の共有やテロ発生時における協働対処体制の整備等を推進するために、官民連携の枠組みとしてテロ対策パートナーシップを構築し、各種会議、訓練等を実施しています。

また、爆発物の原料となり得る化学物質については、薬局、ホームセンター等の店舗における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあり、近年、我が国においても、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生しています。このため、警察では、これらの化学物質の販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行うとともに、不審購入者の来店などを想定したロールプレイング型訓練を事業者と実施するなどして、販売時における本人確認の徹底、保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しています。

さらに、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等の事業を営む者のほか、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認を徹底するよう働きかけを行い、テロリストによる悪用の防止を図っています。



【テロ対策北海道パートナーシップ推進会議】



【事業者に対するロールプレイング型訓練】

(4) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国においてテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要となります。道内の国際空港・港湾には危機管理担当官が置かれ、関係機関の連携の下、具体的な事案を想定した訓練を実施しているほか、施設警備の改善を図るなどの取組を行っています。

さらに、テロリスト等の入国を防ぐため、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（APIS）（注1）や外国人個人識別情報認証システム（BICS）（注2）、乗客予約記録（PNR）（注3）等を活用した水際対策を推進しています。

注1 Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2 Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

3 Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報であり、出入国在留管理庁及び税関において分析、活用等が行われています。

2 経済安全保障

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分社に拡大しているとの認識が広がっています。

我が国には、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもあります。

これらの技術情報が国外に流出した場合、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねないことから、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせません。

警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働きかけの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援しています。

3 右翼等の不法行為に対する取締り

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等を行っています。

右翼街頭宣伝活動は、街頭宣伝車を用いて大音量で宣伝するなど、しばしば周囲に騒音被害や交通渋滞を引き起こしています。中には、資金獲得を目的に「糾弾活動」と称し、企業等に対して執拗な街頭宣伝活動を行うものもあります。

令和5年中、道内で右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられませんでした。右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国や我が国等に対する抗議活動を執拗に行うものとみられ、その過程で外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがあります。

また、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、街頭活動を通じて自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為の発生が懸念されることから、警察では、このような右翼による違法行為に対し、徹底した取締りを行うとともに、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警察措置を講じています。

4 オウム真理教の動向

オウム真理教は、かつて、地下鉄サリン事件等数々の凶悪事件を引き起こしましたが、依然として、麻原彰晃こと松本智津夫の説いた教義を存立の基盤として活動を継続しています。

現在、道内には、2か所（いずれも札幌市内）の拠点施設が所在しており、教団は、青年層を中心に教団名を伏せた勧誘等で信者を獲得しています。

警察では、凶悪事件を再び起こさせないため、教団の実態解明に努めるとともに、厳正な取締りを推進しています。



オウム真理教の動向
について詳しく
説明しています

5 極左暴力集団の動向

極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠して労働運動や大衆運動に介入しています。一方、調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

警察では、引き続き極左暴力集団に対する取締りを徹底していきます。



極左暴力集団(過激派)
について詳しく
説明しています

6 警衛・警護活動

(1) 警衛・警護警備

警衛・警護とは、天皇及び皇族を始めとして、内閣総理大臣、国賓等、その周辺に危害が及ぶことが日本国内の社会情勢に著しい影響を及ぼし、国際上も著しく威信を失うこととなるおそれのある方々を、あらゆる危害から守る警察活動をいいます。

(2) 活動状況

北海道警察では、テロ等の違法事案の発生が懸念される厳しい情勢の下、新たな警護要則に基づき、警護員が備えるべき知識や技能を段階的、体系的に習得するため各種警護訓練を実施することで、対象者の周辺の安全確保と聴衆等による雑踏事故の防止を徹底し、警衛・警護警備の万全を図りました。



【警護訓練の状況】